

令和5年度宿毛市保育料徴収基準額表

国	各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		利用者負担(月額)					国の利用者負担イメージ				
	階層区分	定 義	1号認定	2号認定(3歳以上児)		2・3号認定(3歳未満児)		1号認定	2号認定(3歳以上児)		3号認定(3歳未満児)	
				標準時間	短時間	標準時間	短時間		標準時間	短時間		
1	A	生活保護法による被保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	B1	A階層を除き前年度分の市町村民税非課税世帯であって、母子世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯または老人世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	B2	A及びB1階層を除く前年度分の市町村民税非課税世帯	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
3	C1	前年度分の市町村民税のうち均等割の額のみ世帯	0 (0)	0 (0)	0 (0)	15,000 (7,500)	14,700 (7,350)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	19,500 (9,750)	19,300 (9,650)
	C2	前年度分の市町村民税のうち所得割48,600円未満の世帯	0 (0)	0 (0)	0 (0)	19,000 (9,500)	18,600 (9,300)				0 (0)	0 (0)
4	D1	前年度分の市町村民税のうち所得割課税額48,600円以上63,000円未満の世帯	0 (0)	0 (0)	0 (0)	25,600 (12,800)	25,100 (12,550)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	30,000 (15,000)	29,600 (14,800)
	D2	前年度分の市町村民税のうち所得割課税額63,000円以上77,101円未満の世帯	0 (0)	0 (0)	0 (0)	27,600 (13,800)	27,100 (13,550)					
	D3	前年度分の市町村民税のうち所得割課税額77,101円以上97,000円未満の世帯	0 (0)	0 (0)	0 (0)	29,600 (14,800)	29,000 (14,500)					
5	D4	前年度分の市町村民税のうち所得割課税額97,000円以上121,000円未満の世帯	0 (0)	0 (0)	0 (0)	36,600 (18,300)	35,900 (17,950)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	44,500 (22,250)	43,900 (21,950)
	D5	前年度分の市町村民税のうち所得割課税額121,000円以上145,000円未満の世帯	0 (0)	0 (0)	0 (0)	39,600 (19,800)	38,900 (19,450)					
	D6	前年度分の市町村民税のうち所得割課税額145,000円以上169,000円未満の世帯	0 (0)	0 (0)	0 (0)	42,600 (21,300)	41,800 (20,900)					
6	D7	前年度分の市町村民税のうち所得割課税額169,000円以上211,201円未満の世帯	0 (0)	0 (0)	0 (0)	45,000 (22,500)	44,200 (22,100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	61,000 (30,500)	60,100 (30,050)
	D8	前年度分の市町村民税のうち所得割課税額211,201円以上301,000円未満の世帯	0 (0)	0 (0)	0 (0)	48,000 (24,000)	47,100 (23,550)					
7	D9	前年度分の市町村民税のうち所得割課税額301,000円以上397,000円未満の世帯	0 (0)	0 (0)	0 (0)	50,000 (25,000)	49,100 (24,550)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	80,000 (40,000)	78,800 (39,400)
8	D10	前年度分の市町村民税のうち所得割課税額397,000円以上の世帯	0 (0)	0 (0)	0 (0)	52,000 (26,000)	51,100 (25,550)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	104,000 (52,000)	102,400 (51,200)

(備考)

1. C1からD2階層に認定された世帯で、母子世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯の保育料は、次の保育料となります。

階層区分	利用者負担(月額)				
	1号認定	2号認定(3歳以上児)		2・3号認定(3歳未満児)	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間
C1b	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4,000 (0)	3,850 (0)
C2b	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5,500 (0)	5,350 (0)
D1b	0 (0)	0 (0)	0 (0)	8,500 (0)	8,300 (0)
D2b	0 (0)	0 (0)	0 (0)	9,000 (0)	8,750 (0)

※()は、該当世帯に、現に扶養している子どもが2人以上いる場合の第2子以降の児童

2. 同一世帯から、3歳児～5歳児に1人・0歳～2歳児に2人以上の児童が入所している場合の軽減について

①2人目は、その児童の保育料の1/2 ②3人目以降は、0円

3. 同一世帯から0歳～2歳児に2人以上の児童が入所している場合、2人目以降は0円

4. 多子計算の年齢制限撤廃について

2号・3号認定はB2～D1階層の一部(市町村民税57,700円未満)の世帯は、扶養している子どもの多子計算の年齢制限が撤廃されます。

①1人目については、軽減なし

②2人目は、その児童の保育料の1/2

③3人目以降は、0円

5. 多子世帯の保育料軽減について

同一世帯に満18歳未満の者が3人以上いる世帯の、第3子以降の3歳未満児の保育料は、0円

6. 同和半減については、D3階層以下については半減。

D4階層以上については、軽減無し (属地・属人)

7. 住宅取得控除、寄付金控除、配当控除、外国税控除は保育料の算定には関係ありません。

8. 公立保育園の延長保育料は、日額100円(月額の上限は1,000円)です。